

防府市災害時避難行動要支援者個別避難計画作成に関する要綱

令和6年11月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するに当たり、防府市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）第2編第8章第2節第1項第6号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画の例による。

(対象者)

第3条 個別避難計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている避難行動要支援者とする。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。

(個別避難計画)

第4条 個別避難計画は、次の事項を記載するものとする。

(1) 要支援者情報

(ア) 要支援者名簿に記載されている情報

(イ) 同居の家族等の状況

(ウ) 心身の状況や必要な配慮

(2) 必要な支援

(ア) 避難時に必要な支援

(イ) 避難生活で必要な支援

(3) 避難の方法

(ア) 避難を支援してくれる人の情報

(イ) 警戒区域情報

(ウ) 防災情報の入手方法

(エ) 避難開始時期

- (オ) 避難先までの移動手段
- (4) 緊急連絡先
- (5) 要支援者の医療情報
 - (ア) かかりつけ医療機関
 - (イ) 治療中の病気や障害名・避難時に持っていく薬等
- (6) 居宅介護支援事業所等及び自治会関係者の情報
- (7) 自宅から避難先までの経路等

(個別避難計画の作成者)

第5条 個別避難計画は、市が作成する。ただし、対象者の身体等の状況を勘案し、より円滑に作成が進められると認められる場合は、次のいずれかに該当する者（以下「個別避難計画作成等関係者等」という。）が作成を行うこととする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び同条第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者及び同条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (4) 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第42号）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(6) その他市長が適切に個別避難計画を作成することができると認める者
(個別避難計画の作成)

第7条 市及び個別避難計画作成等関係者等は、個別避難計画を作成しようとする場合は、事前に対象者、その家族等（以下「対象者等」という。）に対して個別避難計画の趣旨を説明し、対象者（対象者の意思表示が困難なときはその家族等）から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

2 個別避難計画は、対象者の居住先への訪問により、対象者等から直接必要事項について聴取し、対象者等の意向を反映させたものでなければならない。
(地域支援者等との連絡調整)

第8条 市及び個別避難計画作成等関係者等は、個別避難計画の作成（第14条に規定する更新の個別避難計画の作成を含む。次条において同じ。）に当たっては、対象者の近隣の住民及び対象者が利用する福祉サービス事業者等（以下「避難支援等実施者」と総称する。）と対象者が災害時に避難するときの支援の方法について連絡調整に努めるものとする。

(避難訓練検証の実施)

第9条 市及び個別避難計画作成等関係者等は、個別避難計画を作成した後においては、その計画が実態に即したものであるか、対象者等及び避難支援等実施者の参加による避難訓練の実施に努めるものとする。

(対象者以外の者への対応)

第10条 第3条の規定にかかわらず、市長は、対象者以外で名簿の登録及び個別避難計画の作成が必要であると認める者があったときは、当該本人、その家族に対して避難行動要支援者名簿の趣旨を説明するものとする。

2 前項に規定する説明を受けた者が名簿の登録及び個別避難計画の作成を希望するときは、個別避難計画を作成することに同意をした上で、個別避難計画を作成し市に提出しなければならない。

(個別避難計画の提出)

第11条 個別避難計画作成等関係者等は、作成後速やかに個別避難計画の原本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があると

きは個別避難計画作成等関係者等にその旨を通知し、再提出させるものとする。

3 市長は、提出された個別避難計画の副本を対象者等に交付する。

(個別避難計画の管理等)

第12条 個別避難計画の原本は市長が保管するものとし、その副本は対象者等及び個別避難計画作成等関係者等（当該個別避難計画作成等関係者等が個別避難計画を作成した場合に限る。）が保管しなければならない。

2 対象者等及び個別避難計画作成等関係者等は、個別避難計画の副本を適切な場所において厳重に管理し、当該副本を紛失したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(個別避難計画の修正等)

第13条 個別避難計画の次に掲げる記載内容について変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第4条第1号から第2号まで、第4号から第6号に掲げる事項の一部について変更が生じたとき

(2) 前号に定めるもののほか、市長が別に定める軽微な変更が生じたとき

2 前項の届け出があった場合、市長は、個別避難計画の原本の記載内容を修正し、その副本を対象者等及び個別避難計画作成等関係者等に交付するものとする。

3 対象者等及び個別避難計画作成等関係者等は、前項の規定による修正前の副本について、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に処理しなければならない。

(更新の個別避難計画の作成の対象者)

第14条 更新の個別避難計画の作成の対象者は、既に個別避難計画を作成している者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 前回の個別避難計画の提出日（第11条第1項の規定により当該個別避難計画の原本を市長に提出した日をいう。）から3年を経過している者

(2) 前回の個別避難計画に記載する内容を修正（前条第1項の規定による修正を除く。）する必要がある者

(更新の個別避難計画の作成等の手続)

第15条 更新の個別避難計画の作成等の手続については、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(報酬)

第16条 個別避難計画作成等関係者等が個別避難計画を作成したときは、別表に掲げる額を個別避難計画作成等関係者に対し予算の範囲内で支給する。

(支給の申請)

第17条 個別避難計画作成等関係者が報酬の支給を受けようとするときは、報酬支給申請書兼請求書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、当該申請に係る報酬を支給すべきものと認めた場合は、報酬の支給を決定し、報酬支給決定兼支払通知書(様式第2号)により通知し、支給するものとする。

(支給決定の取消)

第19条 個別避難計画作成等関係者が次の各号に該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により報酬の支給を受けたとき

(2) その他この要綱の規定に違反した場合

2 前項の取消の決定を行った場合には、その旨を報酬支給決定取消通知書(様式第3号)により、当該事業所に通知するものとする。

(報酬の返還)

第20条 前条第1項の取消を決定し、当該取消に係る報酬が既に支給されている場合は、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(調査及び指示)

第21条 市長は、この要綱に定めるもののほか、報酬の支給に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、本事業に関する調査又は事業所に対する指示を行うことができる。

(秘密保持)

第 2 2 条 市、対象者等及び個別避難計画作成等関係者等（次項において「市等」という。）は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載されている情報を利用してはならない。

2 市等は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

3 避難支援等実施者は、第 8 条の規定による連絡調整において知り得た対象者等の情報を、当該対象者の災害時等の支援に関すること以外の目的で利用し、又は他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

（補則）

第 2 3 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

別表

関係条項	内 容
第 1 6 条	（報酬） 1 計画を作成したことに対する報酬 （1）新規 1 件につき 3，0 0 0 円 （2）更新 1 件につき 2，0 0 0 円 ただし、本人及び家族が自ら計画を作成するため支援したことに対する報酬 1 件につき 1，0 0 0 円とする 2 避難支援等実施者と要支援者が避難するときの支援の方法についての連絡調整に対する報酬 1 件につき 2，0 0 0 円 3 避難訓練の実施に対する報酬 1 件につき 2，0 0 0 円

年 月 日

防府市長 様

申請兼請求者

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

報酬支給申請書兼請求書

防府市災害時避難行動要支援者個別支援計画作成の報酬に関する要綱第 1 6 条に基づき、以下のとおり請求します。

記

1 請求金額及び振込口座 _____ 円

振込 口座	金 融 機関名		支店名		口座 区分	普通・当座
	口 座 番 号		(フリガナ) 口座名義			

2 請求内訳

①新規作成（福祉専門職が作成）	件	×	3,000 円＝	円
②更新作成（福祉専門職が作成）	件	×	2,000 円＝	円
③本人又は家族が作成した際の支援	件	×	1,000 円＝	円
④地域支援者等連絡調整会議の実施	件	×	2,000 円＝	円
⑤避難訓練の実施	件	×	2,000 円＝	円

※添付書類

「個別避難計画」原本

「個別避難計画作成実施報告書」

個別避難計画作成実施報告書

作成者	事業所名		
	福祉専門職氏名		
作成年月日	年 月 日	☐ 新規	☐ 更新
対象者名			
実施状況	☐ 計画作成 ☐ 作成の支援 ☐ 調整会議の実施 ☐ 避難訓練の実施		

地域支援者等との連絡調整を行った場合の報告

相手方の氏名	要支援者との関係・所属先	連絡調査を行った日付・内容	連絡先(電話番号等)

避難訓練を行った場合の報告

実施日・時間	参加者	訓練の内容
令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分		

※連絡調整及び避難訓練の参加者の氏名は、苗字のみでも可。

第 年 月 日 号

様

防府市長

報酬支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで請求のあった報酬について、防府市災害時避難行動要支援者個別支援計画作成の報酬に関する要綱第 1 7 条に基づき、以下のとおり支払います。

	避難行動要支援者名	現 住 所	福祉専門職名	請求金額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
合 計 額				円

第 年 月 日 号

様

防府市長

報酬支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定を行った報酬について、防府市
災害時避難行動要支援者個別支援計画作成の報酬に関する要綱第 1 9 条に基づき、以下に
ついて支給決定の取消を行いました。つきましては、 年 月 日までに、支払
済みの報酬について指定の口座まで返金をお願いします。

	避難行動要支援者名	現 住 所	福祉専門職名	請求金額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
要返還合計額				円

取消理由	
------	--